

3. 服装について

参照条文(警備業法)

(服装)

第16条 警備業者及び警備員は、警備業務を行うに当たっては、総理府令で定める公務員の法令に基づいて定められた制服と、色、型式又は標章により、明確に識別することができる服装を用いなければならない。

警備員が警備業務を実施する際は、あらかじめ公安委員会(警察)に届出た服装を用いなければならない。届け出たものと異なる服装で警備業務を実施した場合、10万円以下の罰金に処せられます。必ず、当社で貸与又は購入した制服・装備品を使用して下さい。

また、貸与又は購入した制服の型式を、みだりに変更することによって届出と異なる服装となった場合にも、同様に10万円以下の罰金に処せられることになるので、個人的に変更する行為はしないで下さい。

特にワッペンが警備業法上、絶対に装着しなければならないものです。制服の左上腕部と右胸部の2か所に必ず付けて下さい。当社は『マジックテープで取り付ける』として届け出をしていますので、安全ピンや両面テープ等による装着は違反に該当しますので注意して下さい。

尚、服装は警備会社により異なりますので他社のマネはしないで下さい。

※次項の『着用見本』等を参考に正しく着用して下さい。

※原則、工事現場勤務の場合は、安全靴と夜光ベスト(昼勤も)は着用とします。現場での受傷事故防止のためにも、必ず着用して下さい。

※紅白手旗と誘導灯は、必ず両方を現場に持って行って下さい。

※無線機は個人管理としますので大切に扱って下さい。また、常に現場に携帯するようにして下さい。

④安全靴・雨合羽及び無線機は当社で販売しますので購入して下さい。